

午前10時30分開会

○西岡委員長 皆様、おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。児童・家庭支援センター所長が私用のため欠席となります。

本日の日程をご覧ください。議案審査が9件、報告事項はございません。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づきまして委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席いただいております。教育長、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。

議案第14号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 それでは、お手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例でございます。こちらは、2月18日の常任委員会で頭出しをさせていただきました条例の改正でございます。ご説明につきましては簡潔にポイントをご説明させていただきます。

まず、1番の改正理由でございます。こちらにつきましては前回と変わりはありません。

2番の改正内容です。

（1）運営基準の改正に伴う改正が1点目、こちらが、アとイとウと、3点ございます。一つ目のア、連携施設の経過措置の延長でございます。こちらにつきましては3点ございまして、①保育内容支援、②代替保育及び③の卒園後の受け皿設定に係る、こちらの3項目につきまして連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができるかと区が認める場合は、確保しないことができるという措置、こちらが設けられておりましたが、当該期間を5年間延長するものでございます。

続きましてイ、保育内容支援に係る連携施設の見直しでございます。こちらは、先ほどご説明いたしましたアの①の見直しでございます。こちらも、確保が著しく困難と認める場合であって、一定の要件を全て満たすと認めるときには、当該連携施設を確保しないことができる規定の改正でございます。

もう一点目がウ、代替保育に係る連携施設の見直しでございます。こちらも、先ほどアの③の部分の見直しでございます。こちらも、確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができるというこの改正でございます。

最後に、大きく2点目です。運営基準の改正を踏まえた連携施設の見直しに係る改正でございますが、今般の運営基準の改正を踏まえて、所要の改正をするものでございます。

新旧対比対照表につきましては、別紙のとおり添付させていただいております。

裏面をご覧ください。施行年月日及び根拠規定につきましては、こちら、記載のとおりとなります。

簡単ですが、ご説明は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 まあ、法改正ですからね、はい、それではよろしいですか。

討論はいかがいたしましょうか。よろしいですか、討論は省略してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第14号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 賛成全員です。よって、議案第14号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第14号の審査を終了いたします。

次に、議案第15号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 千代田区家庭的保育事業の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、教育委員会資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。

概要、（1）でございますけれども、こちら、国の運営基準が見直しになって、こちらの運営基準の規定に従って、または参考にして、こちら、家庭的保育事業の運営の条例も、規定に従って、あるいは参考として条例を制定しておりますことから、必要な規定整備を行うものでございます。

（2）につきましては、栄養士法が改正されまして、従前、管理栄養士国家試験、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところでございますけれども、改正後におきましては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえまして、運営基準の食事の提供の特例に関する要件として、栄養士による必要な配慮を求めた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士につきましても同要件を満たすことができるとされましたため、区において同様の改正を行うものでございます。

項番2の、この上記1の（1）、国の運営基準の改正に係る主な改正内容と、2面に記載のございます項番3、運営基準の改正を踏まえた連携施設の見直しに係る改正につきましては、先ほどご説明をさせていただきました保育施設等運営基準条例と改正内容が同一のため、ご説明は割愛させていただきたいと思っております。

項番4、新旧対照表、別紙のとおり添付をさせていただいてございます。

施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行をさせていただきます。

根拠の規定といたしまして、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を根拠規定という形にしていこうとなつてございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○牛尾委員 （1）についてはいいと思うんですけど、（2）の栄養士の資格について、今、国の制度で栄養士の免許を持たなくても管理栄養士の資格が取れますよとなったと。食事の提供について、これまでは栄養士の配置が必要だったが、栄養士の免許を持っていない管理栄養士についても要件を満たすということですけども、この栄養士、ただ管理栄養士、管理栄養士のほうが国家試験で難しい試験なんですけれども、栄養士を持たないことよっての影響というのは何かあるんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 特に今のところはないと踏んでおるところでございます。

○牛尾委員 それは、もう管理栄養士の資格を持っていれば栄養士の資格も、もう満たしているというふうに考えているということですか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい、そのとおりでございます。

○西岡委員長 うち、対象は6園でよろしかったですね。

○小阿瀬子育て推進課長 はい、6園です。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、以上で質疑を終了させていただきますが、討論はいかがいたしますか。省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、これより採決に入らせていただきます。

ただいまの出席者は全員です。

議案第15号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 賛成全員です。よって、議案第15号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第15号の審査を終了いたします。

次に、議案第16号、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例につきまして、教育委員会資料3に基づきご説明をさせていただきます。

項番1、目的でございますけれども、児童手当制度並びに都及び区が提供する妊娠・出産の総合的なサービスの拡充に伴いまして、条例を廃止するものでございます。

項番2、条例廃止に至る経緯等でございますけれども、区はこれまで、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期といったライフステージごとに子育て支援施策を進めてきている中で、全国に先駆けて施策を行ってきたところでございます。このうち、国の児童手当の対象とならない子どもに対して、区独自で所得制限なしで、児童、高校生相当まで広げた「次世代育成手当」を支給しまして、次世代を担う児童への経済的支援策として実施してまいりました。

この中、国の児童手当制度が拡充されまして、所得制限の撤廃など拡充を行った結果、

「次世代育成手当」の支給要件に該当する児童もいなくなり、区としては一定の役割を終えたものと認識してございます。

誕生準備手当につきましても、都及び区における妊娠・出産サービス、こちらが充実してきたというところございまして、本来の役割及び目的も薄れてきたというところでございます。

こうした状況も踏まえまして、今般、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止するものでございます。

項番3、整備を行なう条例でございます。一つ目が、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例というところございまして、この条例を廃止しまして、それとともに、令和7年3月31日までに支給の対象者となったものに対しまして、誕生準備手当等が支給できるように所要の経過措置を設けるものでございます。

(2) 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございますけれども、こちら、次世代育成に係る手当の支給に関する事務について、特定個人番号を利用する事務を定めていたものを削除するとさせていただくものでございます。

施行期日、令和7年4月1日から施行させていただきます。

条例案を、別紙のとおり添付してございます。

ご説明につきましては以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○池田委員 今回のこの次世代育成手当なんですけれども、今、課長の説明の中にありましたけれども、この中に、高校生までの助成は全国的に国のほうでの一律支給ということと理解はするんですけれども、誕生準備手当というの、これ、一緒に入っているんですよ、対象の中に。これまで廃止するのでしょうか、もう一回確認させてください。

○小阿瀬子育て推進課長 誕生準備手当も廃止させていただくことになります。

○池田委員 で、この経緯といいますか、確かに都と区でのサービスが充実してきた。とはいえ、なおかつ本来の役割及び目的も薄れてきたところであるというのがちょっと分からないんですけれども、もともと千代田、今度、次の条例、議案審査もありますけれども、千代田区において、子育て施策という形でいろんな支援はしていると思うんですけれども、少子化対策から言えば、本来は妊娠・出産というところは手厚く維持していいと思うんですね。育てている間はいろんなお金が、持つものがかかるから今回の支給ということもあると思うんですけれども、この千代田区で生まれ育ったり、あとは越してきたり、千代田区で子育てをしたいという形の家庭の中で、出産準備金というのは、やはり出産費用もかかるし、いろんなことがかかるんですよ、恐らく。というか、私も子育てしましたから。というところで、一緒になって、この高校生、今度は中高生を支援するというのは分かるんですけれども、そこまでこの誕生準備手当、4万5,000円ですよ。というところを廃止するというところの根拠というのを、もう少し具体的に説明していただかないと、ちょっと納得はできないなと思います。

○小阿瀬子育て推進課長 区はこれまでも、この誕生準備手当も含めまして、産前産後のサービスというところで、区全体で、保健所さんなどとも合わせまして様々支援をしてきているところでございます。その中で、今回、産後のサービスで、保健所さんのほうでも子育て応援ギフトというところで、これまで5万円だったものが10万円の補助になると

いうところもあり、さらに充実をしてきているという状況もございます。こうした中で誕生準備手当、産前のサービスとして出させていただいておりますけれども、こうしたそれぞれサービスが充実してきたというところが、特に、この一番大きいのは子育て応援ギフト、出産したときに払出す手当が5万円から10万円になるというところで、5万円さらに増えるという現状でございます。

これにプラスをいたしまして、そのさらに手厚くするというところですね、この誕生準備手当はなくなりますけれども、4月以降は、また今検討中ではございますけれども、出産準備にまた、出産をしたときに一時金というか、補助する制度を今検討しているところでございますので、そういったところを総合的に合わせまして、さらに拡充するところで、この産前産後のサービスにつきましては私どもも考えているところでございます。こうした経緯もございまして、誕生準備手当は廃止という流れでございます。

○池田委員 そういうことであれば、その応援ギフトというのが拡充したというところは理解をいたしました。今後、またそこを検討していくというところでの話が今あったんですけども、この廃止が4月1日からもう施行されてしまうということで、妊娠今されている方で準備手当を支給される方というのは、もうこれはどれくらいなんだろうな、母子手帳をもらってからのその逆算というか、期限がありますよね、この間、もう3月31日までかと思っておりますけれども。そのこの辺りはどう、いかがなんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 本年の3月31日現在で妊娠20週を迎えた方については対象になることではございますので、そこまでは対象ということで考えているところでございます。

○池田委員 今回、この廃止するというところは、また、次の議案の中でのほうがかなり話題にはなると思うんですけども、この誕生準備手当というところも廃止するんだというところはセットでちゃんと、しっかり周知をしていただかないといけないのかなと思います。ギフトが拡充したからいいんですよというのではなく、これはやはりしっかり丁寧に説明していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 私どもの窓口でもそうですし、また、出張所さんの窓口等々も周知等々が必要になってまいります。また、全体での周知が必ず必要になってまいります。そういった窓口を要するところはもちろんのこと、様々な広報媒体がございますので、必要可能な、必要可能というか、できる範囲の、でき得る全てのそういった媒体を使って周知をしていくとともに、窓口の職員の皆様には適宜伝えたりしながら、周知を図っていくというところで考えているところでございます。

○西岡委員長 この妊娠・出産のサービスが充実って、その充実のところの補足という、保健所さんから何かありますか、補足として。

○千野保健サービス課長 今、委員長からお話がありましたが、出産・子育て応援事業の来年度へ向けての拡充内容について、私のほうから補足させていただきます。

まず、現在行っている内容ですけども、妊娠届提出から、また、ままはば面談、いわゆる妊婦面談を実施するに当たりましては、まず、こども商品券を育児パッケージとして1万円出しております。さらに、先ほどお話もありました出産応援ギフト、こちらをギフトカードで5万円出している状況でございます。こちらは、来年度に向けては、育児パッケージ、こちらは継続1万円ですが、出産応援ギフトは、以前常任でも説明させていただき

ましたが妊婦支援給付金、現金給付の5万円に変わります。こちらの額は変更ございません。

その後、出産から赤ちゃん訪問を経ての部分になりますが、まず、出産応援ギフトとして、現在10万円分をギフトカードで出しております。こちら、来年度に向けては妊婦支援給付金の2回目として現金5万円、さらには、失礼しました、子育て応援ギフトでございます、子育て応援ギフトとして10万円。

○西岡委員長 ごめんなさいね、子育て応援ギフト、今の説明、区のほうと都のほうで混ぜていませんか。区のほうで5万円から10万円に上げるというところで、クオカードか何かで都が出していた部分があると思うんですけど、それ、ちょっと都と区で分けて説明してもらえますか。

○千野保健サービス課長 こちらは子育て応援ギフト、また出産応援ギフトにつきましては、この区のほうがギフトカードとして、それぞれ5万円がまず妊娠時、出産後に10万円をお渡ししているんですけども、そちらについて、国の費用、また都の費用、また区の費用が当たっているというような状況でございます。物として都からお渡ししているものと物が違うわけではなく、出産のときには10万円分のギフトカードが区民の皆様へ、お手元には届くんですが、そのうち5万円分は東京都、さらに、そのうちの5万円、残りの5万円について、区が6分の1、都が6分の1、さらに国が3分の2を持つと、ちょっと複雑なそういう仕組みになっておりますが、いずれにいたしましても、区民の皆様のお手元に届くのは、出産後には10万円分のギフトカードになっております。

それが現在でございますが、次年度以降は妊婦支援給付金の現金給付5万円がまず1点と、東京都のほうから赤ちゃんファーストギフトというふうに名称を変えてギフトカード10万円分、こちらがお渡しされるという状況でございます。

さらに、少し後になりますが、2歳の誕生日を迎えた方には、バースデーサポートとして、現在1万円分のデジタルギフトを支給しておりますが、こちらが6万円分に増額されます。現在、22万円を総額支給しておりますが、来年度に向けては27万円を見込んでおります。

補足は以上です。

○西岡委員長 そこだけ充実しているのというところですよ。なので、この限られた紙面の中で、しょうがないんですけど、本来の役割及び目的も薄れてきたところであるという、やっぱり記載の中身が、ちょっと表現がいかげんなものかなというところもあるので、こういう質問、質疑になったと思うんです。

牛尾委員。

○牛尾委員 私も気になったんですけど、拡充されるということではいいと思うんですけども、大体、出産の前後というのは非常にいろんなものを準備しなければいけないということがあるんですね。だから、出産前に現金が入るというのも、いろんな準備ができるということですけども、この新たなギフト、現金というのは、4月以降、いつの段階で渡すものなんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 今ご質問の内容は、妊婦支援給付金についてでよろしいでしょうか。妊婦支援給付金については、4月1日以降に制度の対象となる方にお手元に届くというふうなものになります。

○牛尾委員 聞き方が悪かったですね。誕生準備金というのは、生まれる前に、もう現金で頂くわけじゃないですか。大体生まれる前後というのは、いろんなものを準備しなければいけないということでお金がかかるんだけど、4月以降は、その現金というのは、もう生まれた段階ですぐ手元に来ているのかどうか、そういうことをお聞きしたかったんです。

○小阿瀬子育て推進課長 失礼いたしました。妊婦支援給付金、2回に分けて現金を給付する仕組みになっておりまして、1回目の給付に関しましては、こちらは、妊娠の届出後に支給する。で、2回目につきましては出産後に支給すると、そういうふうな仕組みになってございます。

○西岡委員長 分かりました。今日は議案の審査なので、深くまた分科会でやって、深めていこうと思いますけれども、まずは拡充していくというところ、そこが確認が取れたので、理解はできました。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は省略してよろしいですね。

それでは、議案第16号、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 賛成全員です。よって、議案第16号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第16号の審査を終了いたします。

次に、議案第17号、千代田区中高生世代応援手当条例について、執行機関の説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 千代田区中高生世代応援手当条例につきまして、教育委員会資料4-1に基づきましてご説明をさせていただきます。

趣旨・目的、1番でございます。子どもの成長とともに増加する教育費、食費等の経済的負担を軽減し、中高生世代の子どもたちが安心して暮らすことができる生活の実現に寄与することを目的とした中高生世代応援手当を支給いたしますため、条例を制定するとともに関連する条例の規定を整備するものでございます。

項番2、条例制定に至る経緯でございますけれども、今般、子育てに係る経済的な負担というのは依然として大きいものがございまして、とりわけ中学生以降に、教科外活動費・通学関係費・修学旅行費等の学校教育費と学習塾や習い事などの学校外経費が急激に増大している現状を踏まえまして、中学生及び高校生世代の子育て世帯を支援し、経済的負担の軽減に資するため、新たに、千代田区中高生世代応援手当条例を制定するものでございます。

制定する条例・内容でございますけれども、一つ目が、千代田区中高生世代応援手当条例というところでございまして、中高生世代を養育する方に対して、所得制限を設けず、

当該中高生世代1人につき月額1万5,000円を支給するものでございます。対象児童数は約3,200名というところで、令和7年4月分より支給を予定してございます。

（2）千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございますけれども、中高生世代応援手当に関する事務について、特定個人番号を利用すること、住基情報になりますけれども、こうしたことから、当該条例にこちらのことを加えることとさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、資料4-2をつけさせていただいてございますが、こちら、中高生世代応援手当に関する考え方というところで現状を分析したもの、また、支給額1万5,000円を、どうしてこう出したのかというところの考え方について載せさせていただきます。

1番の現状分析のところをご覧ください。

年代別子育て経費（年額）の表を出させていただいてございます。区分の一番左、縦に学校教育費、学校外経費、合計と、それぞれ、その間に月額差額を載せさせていただいてございます。右側、小学校、中学校、高等学校と順番に載せさせていただいてございまして、それぞれ年額を出させていただいてございます。

で、この、ちょっと傾向から見るところでございますけれども、下に黒い丸で3点書かせていただいておりますが、まず、子育て費全体で見ますと、区分の上昇に伴いまして費用が上昇いたしまして、特に中学校から、中学生からの費用が増大していることが著しいというところでございます。

丸の二つ目でございますけれども、学校教育費、特に学校教育費の差額、これが大きいというところでございます。学校教育費の中でも、通学関係費でございますとか教科外活動費、こういったもの、また、修学旅行費にかかる経費というのは大きいというふうに見てございます。

4-2の裏面に、こちら、この表を少し内訳にしたような内訳表をつけさせていただいてございます。学校教育費と学校外他経費というところでございまして、小・中・高というところで載せさせていただいてございます。学校教育のほうは、こちら、授業料のところは0となっておりますが、これは高等学校の無償化の部分ですね、高校無償化を反映させた数というところでございます。

白い枠のところですね、これがちょっと、高校の無償化を反映させない全国平均額というところで、参考として載せさせていただいてございます。

オレンジのところですね、区分間差額ということで1万7,044円とさせていただいてございますけれども、こちらは、中学校と高等学校の経費の平均額を載せたものから小学校の部分を差し引いた数字となっております。こちら、合計のところなんですけれども、千代田区の公立・私立の割合を案分いたしまして、合計額のほうを出させていただいておるところでございます。この額で出させていただきましたところ、学校外教育費につきましては、区分間差額、小学校と中学校、高等学校の差額が1万7,044円、区分間の差額の学校外他経費につきましては1万4,811円。合計ですと3万1,855円と、これぐらい差があるという状況でございます。

表面にちょっとお戻りいただきまして、こうした状況から中高生への手当の支給、これが必要だろうと考えたところでございます。

算定根拠、この1万5,000円の算定根拠でございますけれども、項番3の（1）のところでございますが、学校教育費におけます「中学校・高等学校の平均月額」から小学校の平均月額を引いた差額分、これは約1万7,000円になりますけれども、こちらを算定根拠としたものでございます。

必要経費につきましては、システム改修経費を含めまして、約6億円を見込んでおるところでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、4-1の資料のほうにお戻りいただきまして、こちらの条例でございますけれども、4月1日から施行をさせていただく予定でございます。

条例案につきましては、3枚目以降に添付をさせていただいておりますのでございます。ご説明につきましては以上でございます。

○小川子ども部長 ただいま課長から説明がございました、この現状分析の算出根拠について、少し補足をさせていただきます。

4-2の裏側ですね、細かな内訳をご覧いただきたいと思います。この数字といいますのが文科省が策定した全国の平均値ということになります。それで、この調査以外に、これは東京都でも生計分析調査というものを実施しておりまして、また同様に他府県、全国でも、そういった生計の調査が行われております。そのうち教育費を見ますと、東京都の平均と全国の平均が大体2割程度違ってくるというような現状がございまして、恐らく類推でございますけれども、千代田区の個別の調査がないものですから類推になりますけれども、全国平均よりは恐らく2割強、千代田区の場合には全般的に高いのではないかと推測されます。

その推測に基づきますと、この先ほど課長が説明した小学生と中高生の学校教育費の差が1万7,000円程度だったということでございますが、2割程度、全国平均より多いということと換算すると、大体2万円前後の小学生と中高生との間の差があるのではないかと推測されるところでございますので、その辺りも参考にさせていただければと思います。

で、この文科省の調査以外にも、各種民間の学習塾が実施したような調査であったり、様々なインターネット上に掲載されているような調査もございまして、なかなか、この都心部を反映するような調査というものは見当たらないのですが、やはり小学生と中高生との間に1万数千円から月額にして2万円程度の差があるという傾向については大きく変わらないものであったというようなことも調べてございます。参考としていただければと思います。

補足は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員から質疑を受けたいと思います。

○富山委員 ご説明ありがとうございます。

こちらについて区民の方からご質問いただいたんですけれども、区民の中には、体調など様々な理由によって高校に4年間通われる方もいらっしゃいます。そういった方に対しても、18歳になる3月までですとなってしまうと、おっしゃるとおり中高生世代にはお金がかかるので、支援が打ち切られてしまうとなると負担がかかってしまうんですが、それに対する対応と、東京都の高校無償化のほうの、高校4年目の方への対応も教えてください。お願いします。

○小阿瀬子育て推進課長 今回の枠といたしましては、中高生世代として、12歳に達する日後の最初の4月1日から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者ということでございますので、対象としてはこちらになるというふうに考えているところでございます。

そういう個別の事情がある場合につきましては、また、ちょっと別途検討させていただくような感じになりますけれども……

○西岡委員長 別途検討するんですか。（発言する者多数あり）別途検討する余地がある。附則か何かをつけるんでしょうか。（発言する者多数あり）附則をつけるのかな。（「留年があるから」と呼ぶ者あり）

はい。1回休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時07分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

答弁から。

○小阿瀬子育て推進課長 大変申し訳ございません。ただいま答弁をさせていただきました、その検討云々というところは訂正をさせていただきます。正しくは、こちら12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者ということで条例案で示させていただいてございます。この範囲内で手当の支給という形になります。申し訳ございません。

東京都の高校無償化のことで、その4年目以降もということにつきましては、すみません、ちょっと都の事業で、今、把握していない部分もございますので、ちょっと調査をさせていただければと思います。お時間を賜ればと思います。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 ありがとうございます。といいますのも、その理由としましては、こちらの支援は、通っている生徒というわけではなくて、中高生世代の支援ということで行っているからということでしょうか、お願いします。

○小阿瀬子育て推進課長 はい、そのとおりでございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○えごし委員 私からちょっと1点だけ確認させていただきたいと思います。

この中高生年代応援手当、これ、一応課税対象ということでよろしいでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい、課税の対象でございます。

○えごし委員 やはりちょっと、私もいろいろ回って話を聞く上では、次世代育成住宅助成などでも課税になっていまして、今回1万5,000円ということで、1人だったらまだぎりぎりあれですけど、2人だと確実に20万円も超えるので、確定申告も必要になって、雑所得ですね、ということになってくるということで、そこら辺の説明もしっかりしていただきたいなと思うと同時に、やはり確定申告のときに結構、やっぱり税金として取られてしまうということで、そういう部分で、やっぱり非課税にするというのは難しいんですよね。

○小阿瀬子育て推進課長 申し訳ございません。ちょっと非課税にするというところはかなり難しい状況だと考えておりますが、確定申告の必要なその年額というものもあるかと

思いますので、児童手当、また今度やります中高生手当、また、その他給付もごさいますけれども、その枠の範囲内には収まる、ちょっと記憶の範囲になるんですけども、50万円ぐらいまでは。

○えごし委員 20万円です、20万円です。

○西岡委員長 確定申告必要なのが20万円。

○小阿瀬子育て推進課長 20万円です。

○西岡委員長 ですよ。

○小阿瀬子育て推進課長 基礎控除が……。なので、きょうだいとかがいらっしゃると、ということはありませんけど。

○西岡委員長 ちょっと待って。もう一回、ちゃんと説明してもらえますか。

○小阿瀬子育て推進課長 すみません。ちょっと訂正させていただきます。

20万円というところの枠もごさいますので、そこを超えてしまうとということはあるかもしれませんが、課税対象というところでごさいまして、そこはちょっとしつかりと広報のほうはさせていただきたいなというふうに思っているところでごさいます。ご案内のほうもさせていただければと思っているところでごさいます。

○えごし委員 そうですね、やっぱり、そこはしっかりとちょっと説明をしていただいて、理解を皆様にしていただくのが必要だと思いますので、その点の対応は、ぜひよろしくお願いたします。

○西岡委員長 おのでもら委員。

○おのでもら副委員長 関連するところなんですけども、東京都がやっている018サポート、これは月5,000円、0歳から18歳まで給付されるものなんですけども、こちらは子どもに対して給付されるんですね。ですので、子どもの所得ベースで確定申告なりしていくというような形になりますので、こちらの中高生世代応援手当についても、そのような子どもへの支給という整理というのはできなかったんでしょうか。そちらのほうは、恐らく非課税になりやすいというんですかね、ということもあったと思うんですが、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 目的の違いがございまして、当然、子どもへの支給というところもあろうかと思うんですけども、今回、千代田区内にいらっしゃる、千代田区内でお子さんを養育していらっしゃる親の方を支援していくというところで検討をしてみましたので、ちょっとお子様に対してというところの支援というところには考えていないというようなところでごさいます。

○西岡委員長 子どもに対する支援を考えていない。（発言する者多数あり）

おのでもら委員。

○おのでもら副委員長 子どもに対しての支援だと思うんですよ。子どもが中学校や高校に行くときにお金がかかりますということで、誰に対して給付するかということになるので。東京都に関しては恐らく親御さんに給付ということになると確定申告が必要になったりとか、課税の対象になるという可能性を踏まえて、子どもに支給するという整理をされたんだと思うんですね。ですので、可能であれば、区としても子どもに支給するというふうに整理をしていただいて、結局、その振り込まれる先というのは親御さんの口座だと思うんですよ。子どもさんが口座管理するというのはなかなかないと思いますので、そこ

はそこで、そういうような整理ができないかというのは今後ご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西岡委員長 そうですよ、それプラス、次世代育成手当のときは。

○小阿瀬子育て推進課長 は、親です。

○西岡委員長 同等。親だけど、そことの対照も含めて説明をもらえますか。

○小阿瀬子育て推進課長 今回の応援手当につきましては、千代田区内に住所を有し、中高生世代を養育する者であってというところでございますので、中高生世代を養育する者に対しての支給というところで、お子さんに使う、目的としては、確かに子どもの成長とともに増加する教育費、食費等の経済的負担の軽減を図り、もって中高生世代が安心して暮らすことができる生活の実現に寄与することという目的とさせていただいてございますので、お子様の成長とともに増加する、その経費の削減というところの目的の趣旨と、あと、その支給要件として中高生世代を養育する者というところで、今回対象者を決めさせていただいておりますので、お子様への支援ではあるんですけども、この支給対象者と条例の目的といたしましては、そのような趣旨でやらせていただいているところでございます。

○西岡委員長 分かりましたか。もう一回やりますか。

牛尾委員。

○牛尾委員 私も関連で。これ、例えば、この生活保護世帯の方が中高生を育てていると、その方に中高生手当が入った場合は、生活扶助費からその分を差し引かれるということになっちゃうんですかね。

○小阿瀬子育て推進課長 これは、ほかの給付金のときもそうでしたけれども、算定に含めないような取扱いでやらせていただいている現状もございますので、同じような考え方に立つと、この中高生世代応援手当につきましても、含めないような形になるだろうというふうに考えているところでございます。

○牛尾委員 それは可能なわけですね。それで、これまではね、東京都の018も子どもに対する給付ということの取扱いで来たと思うんですけど、これは親に対する給付ですよ。それでも生活保護から差し引かれるということは、されないということよろしいんですか、それは。

○小阿瀬子育て推進課長 これまでもそうですね、給付の対象もそうでしたので、こちらは所管課ともちょっと調整をさせていただきまして、そうならないような対応を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西岡委員長 ちょっと、もろもろ制度を整えた上で、皆さんで共有できてから議案に出してもらえますか。やはりね、年18万円ですよ、1人。で、6億円でしょう、予算。私たちが責任が出てくるんですよ。どうなっているんですか、その辺。答えられますか。

○小阿瀬子育て推進課長 大変、大変申し訳ございません。ちょっと生活保護担当と、ちょっとこの部分につきましては、少し調整が不足していたことにつきましてはおわびを申し上げます。ただ……

○西岡委員長 これから調整するんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。ただ、これまでも、「ちょっと今、確認しているから」と呼ぶ者あり）はい、ちょっと確認をさせていただきますので。

○西岡委員長 今日、議案審査なんでしょう。

○小阿瀬子育て推進課長 はい、そうですね、これまでの給付金も含めない形でやってきてはおりますので、そこはちょっと調整をさせていただきます。

○西岡委員長 でも、条例も出していくわけでしょ、これから。

子ども部長、何かありますか。

○小川子ども部長 ただいまのご指摘につきましては、調整ではなくて、この場ですぐ確認をさせていただきますので、少しだけお時間を頂戴、頂ければと思います。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○池田委員 先ほど何人かの委員からも指摘がありましたけれども、今回の給付額は課税対象になるということで、例えば、今、この子育て世帯の家庭の方で課税対象になりながら所得、給付をしているものというのは、ほかに何かありますか。

○小阿瀬子育て推進課長 現在では、児童手当も非課税扱い、国の給付金については非課税扱いとなっておりますので、区全体で、すみません、ちょっとどうなっているかというのは、ちょっとなかなか申し上げられませんが、現状では、この、今度やります中高生手当と、そうですね、当方でやっている児童手当につきましては課税対象ではございませんので、そのほかでは、今のところ、国の、そうですね、国の……。〔発言する者あり〕

あ、少々お待ちください。すみません。

○池田委員 例えば、子育て住宅助成というのは毎年幾らか給付されていると思うんですけども、そこは課税対象になると思うんですけども、そこそこが合算される場合は、全体的に住民税が発生してくるんじゃないんでしょうかね。その辺、ここは、これだけの手当だと非課税だと、税金かからないということでしたけれども、ほかに、その子育て世帯のところで支給されているものを合わせると、そういう対象になるんじゃないのかなという危惧があるんですけども、その辺りは、どの辺りまで見積もっていらっしゃるでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 今、住宅のお話がありましたけれども、そういったところも合算して課税対象になってくるということでございます。もう中高生手当と合わせてですね、そういう形になります。

○池田委員 そこは、では課税対象になっても仕方がないということなんですね。これだけの手当だけでは課税対象にならないけれども、いろんな手当をもらって子育てをしている世帯がある中で、そのところはやむを得ないという判断というか認識なんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 その部分はおっしゃるとおりでございます。

○池田委員 それで、次に、ちょっと別の質問をさせていただきますけれども、先ほど部長の説明の中で、今回、この、いろいろ年間かかる経費を説明していただきましたけれども、千代田区独自のしっかりした個別の調査をしていないというところで、ただ、東京都と全国の平均値だということだったんですけども、実際にこの対象者というのが3,000人余りいる中で、この千代田区としては個別調査をしないまま、この全国平均だから、こういう積算というか数字が出ているんですか。

○小川子ども部長 今回のご提案は、千代田区の子どもたちの確かに支援ではあるんですけども、千代田区にお住まいの、例えば小学生と中高生との間、要は世代間のこの差の

課題を埋めるための手当ということでございます。したがって、例えば、他の地区と比べてということももちろんあるのかも分かりませんが、押しなべて、その小学生と中学生は、ほかの自治体でも当然中学生、高校生のほうが高いし、千代田区でも同じ傾向だろうということでございます。

ですので、先ほど申し上げたように、統計上の細かな調査は、実際しているものがないんですけども、恐らくこの程度であろうという類推の下に先ほど申し上げた、ご説明を申し上げたわけでございまして、精緻な部分につきましては、あくまでも、その中学生・高校生と小学生の差という理解でございますので、その辺りはどうぞご理解いただければと思います。

○池田委員 今回のこの対象になる約3,200名というのは、住民票、特定個人番号を利用する、当然、千代田区に住んでいる方が対象ですよ。

○小阿瀬子育て推進課長 はい、そのとおりでございます。

○池田委員 で、この養育をする方が区内に住んでいらっしゃる、要するに育てている方が千代田区に住んでいるとして、例えば対象になるこの3,200名のうち、中学・高校に通っていないで留学をしているだとか、少しこの区内に住んでいない場合、そういう方にも対象で支給されるのでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 そういった方に対しても支給の対象になります。

○池田委員 仮にですけども、区内に実家があって、きょうだい、子どもたちがそれぞれ独立をして違う自治体で生活をしている中で、こういうことはあっちゃいけないんですけども、その自分たちの中高生年代の子どもたちに対して、いろいろ住民票を流入というんですかね、その編入というのかな、そういうことで、支給されるべき人ではないところに支給されるという心配が僕はゼロではないと思うんですけども、その辺り、どの程度を考慮されるんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 今回は区内に住む養育者に支給するところでございますので、その中で、ちょっと所得の、厳密に言うと高い方のほうに支給するというところでございます。

○西岡委員長 えっ、そこも決まっているんですか。世帯主とかではなくて。

○小阿瀬子育て推進課長 それぞれの所得を、例えば、そうですね、結婚されていれば夫と妻がいますけど、所得の高いほうに支給をさせていただくようなスキームでやらせていただいております。なので、そうですね、お子さんが留学とかで外にいたりとかという場合も確かにございますけれども、区内に親の住所があれば支給という形で考えているところでございます。

○西岡委員長 要はノーチェックということですよ、ここは。性善説に基づいているわけですよ。例えば、住民票だけここにあって、自分の子どもは留学しています、他県に行っています、全寮制の学校に入れていますといっても、もちろん支給はされるわけですよ、申請すれば。そうすると、性善説に基づいて、いわゆる区としてはノーチェックというところ、だけども支払われてしまうというところかな。そこは、いや、事実確認なんですけど。

担当課長。

○小阿瀬子育て推進課長 まずは、そうですね、住民票の確認をさせていただきまして、

親の住所が千代田区内にあるかどうかというところでございます。お子さんが区外にいらっしゃる場合には、先ほど申し上げました住基の情報を、この個人番号の事務を使いまして、確実に住んでいらっしゃるかどうかというところを確認したりとかということがございますけれども、基本は、そうですね、住民票がこの千代田区にあるかどうかというところで判断をさせていただくというところでございます。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 そのこのところを少し、条例の条文のほうでも確認ができないんですけれども、説明の中の2の支給対象者の中に、養育する方は区内在住者でいいんだけど、「中高生世代の住所地は問わない」というところ、そのこのところはもう少ししっかりと明示をしないと、ちょっと心配なんですけれども、そのこのところはいかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね、お子様が区外に住まれている場合も対象になる場合が、対象になることでございますので、そこを、そうですね、周知というところでさせていただければと思っております。

詳しいことについては、規則のほうでも、こちら、定めさせていただくようなところがございますので、今お申し出いただいたような視点、注意してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西岡委員長 条例のどこに書いてあるの。（発言する者あり）ですよね。

課長。

○小阿瀬子育て推進課長 条例には、そこまでの詳しい情報はちょっと書いていないんですけれども、詳しいことにつきましては規則で定めさせていただくというところで考えてございます。（発言する者あり）

○小川子ども部長 住所要件につきましては、先ほど来課長が説明しているように養育する者の住所ということでございます。当然、その中には、留学をしている方であったり、あるいは、どこかの、スポーツなんかをやっていらして寮に入っている方だったり、そういった方もいらっしゃいます。

ですので、あくまでも、この条例上にうたっているのは親の住所要件と養育しているという要件のみでございますが、例えば、ご案内の中でお子さんが留学をされている方であったり、あるいはどこかに入寮されて区外にお住まいの方でも、親御さんが千代田区内にいればということのご案内は確実にできると思いますので、その辺り、しっかり皆さんに分かるようにしていきたいというふうに考えております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 先ほどは生活保護のことを尋ねましたけれども、住民税非課税世帯の方ですね、本当に住民税非課税世帯、ぎりぎり生活されているという方がこれを受けたことにより住民税が発生しちゃうとなった場合、これ、手取りというのは大きく減るんじゃないかと思うんですけど、そこについて心配なんですけど。

○西岡委員長 そういうシミュレーションはしているんですかね。

担当課長。

○小阿瀬子育て推進課長 おっしゃるように、非課税であったものが課税対象になってくるというところは、もしかしたら、ちょっとあるかもしれないというところはございます。

○西岡委員長 それが何世帯くらいになるのかとか、そういうのもやっぱりシミュレーシ

ョンしておいたほうがいいと思いますよ。まあ、今は無理でしょうから、急に言っても。

牛尾委員。

○牛尾委員 そこはね、せっかく子育てしている世代に応援をしようということで支給したのに、住民税が発生しちゃって手取りが大きく減っちゃったとなると、これは本末転倒になると思うので、そこはしっかりシミュレーションなり、あとは、何といいますかね、そこに対する手当だったり、それは検討したほうがいいと思うんですけど。

○小阿瀬子育て推進課長 まずは、そこをしっかりとシミュレーションさせていただければと思っております。また、そうなってしまったところにつきましては、そう、ちょっとシミュレーションの結果にもよりますけれども、どうしていくべきか、ちょっと検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○牛尾委員 これが実際に払い込まれるとなった場合に、これは新たに何か申込みが必要なのか、それとも今まで児童手当が各家庭に振り込まれていますから、そこに自動的に振り込まれるようになるのか、その辺はいかがですか。（発言する者あり）はい。中高生手当が実際に支給されるとなった場合、新たに例えば口座とか、そういう申込みが保護者のほうから必要なのか、それとも、今は児童手当が自動的に振り込まれていますよね。その口座に同じように中高生手当も上乘せして振り込まれるのか、そこはどうなんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 こちらの対象、大部分が児童手当の対象者のうちというところになりますので、その申請でありますとか、また、この振込に関しましては、同一のところできるように進めているところでございます。で、一部の公務員とかは、ちょっと私どもでデータがございませんので、ちょっと申請が必要になってくるというところがございます。公務員は所属庁のほうの児童手当なので、ちょっとうちで持っていないので申請が必要になってくるというところがございます。（発言する者あり）

○西岡委員長 答弁し直しますか、はい。

○小阿瀬子育て推進課長 すみません、先ほどの申請のところなんですけれども、児童手当の対象者のうちでございますので、申請自体は必要になりますけれども、申請書を一緒にするとか、手間は省くように今検討しているところでございます。

○牛尾委員 あともう一つ、これは検討されていると思うんですけれども、例えば、DV被害などで、住所は夫のところにあるんだけど、別々に暮らしているお母さんのほうに手当が行くというような、そういった検討は当然されているんですよね。

○小阿瀬子育て推進課長 これまでも、個別にそういった事例につきましては、相談等々いただきながら、その実態に合わせてやらせていただいているところでございますので、この給付金につきましても、そのような対応をさせていただければと思っております。

○池田委員 決して私は、この手当条例、応援手当に反対しているわけではないので、しっかり子育て世帯をサポートしていただくという行政の判断ですから、やっていただきたいと思うんですけれども、そうはいいまして、ここで、この委員会で議案をしっかりと審査しないと、やはり全体のことに関わりますから、対象は3,000人かもしれませんが、全区民に対して、これだけの対象に、これだけの6億円をかけてやるというところで審査させていただいております。

で、ここのシステム改修経費600万円というところの内訳がありましたら、ご説明いただきたいんですけれども。

○小阿瀬子育て推進課長 ごめんなさい、ちょっと待ってください、今、あの。

○西岡委員長 すぐ出なさそうですか。

○小阿瀬子育て推進課長 お待たせいたしました。

600万円の内訳でございますけれども、応援システム、応援手当システムの構築というところで、支給額とか名称の変更等の対応とかですね、また、変更する出力帳票の通知書への対応、バックアップやセキュリティー対策措置と、また稼働テストなんかも含めまして約500万円となっております。そのほか、現在の次世代育成システムの登録中のデータの一括削除などに関わります経費が100万円というところで、おおよそ600万円を想定しているところでございます。

○池田委員 これは最初の初期費用だと思いますから、今回かと思えますけれども、この後、毎年この対象者には支給をされていくということで、おおよそ、もうこれは半永久的に支給対象が変わらず、しかも、この金額で支給をされるという手当なんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 今後も続けていくと、長期間続けていくような手当というふうに考えているところでございます。

○池田委員 千代田区というところがしっかりとした財源があるので今回はこういう形で手当を出してきたとは思いますが、一方で、23区だけでも、こういうことというのは多分初めてなのかなと思いますし、確かに住むためにはいろんな経費がかかるので、なかなか難しいのかもしれないけれども、中高生世代を育てている親御さんたちにとしてみたら、やはりこういうところも住民がこれから増えてくるかもしれないと思うんです。そうすると、この対象者が今まではこうだったかもしれないけど、もう少し膨らんでくる可能性もあるのではないかなと思うんですけど、その辺り、どの程度、これ、人数を把握というか、認識されているんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 中高生の給付というところではございますけれども、今後のその状況というか、社会状況とか、いろいろニーズなんかも変わってくる場合があるかと思えますので、千代田区も、そうしたニーズ等々に合わせて、これまでやってきたというところもございまして、そういったニーズに合わせて検討はしていきたいというふうに思っております。現状では、こちらの中高生の金額は非常に、その小学生との金額、経済的経費がかなり離れているという現状から出させていただくものでございまして、しばらくは、ちょっとこちらの給付をさせていただきたいと考えているところでございます。

○池田委員 この対象の約3,200名のうちの中学生・高校生という内訳をされておりますけれども、実際に、これは中学校に通っているお子さんなのか、高校に通っているお子さんなのかというところはしっかり把握されて、この数字が出ているんでしょうかね。中学を卒業した後、働いている高校世代の方もいるとは思いますが、そのところを、それで積算をしてくると、中学校と高校にかかる費用がこれだけだから応援をするんだというところがありますけれども、そのところは確認させてください。

○小阿瀬子育て推進課長 この年齢のうちに入っている方という人数ということでございまして、高校に通われている方、中学校に通われている方、それ以外の方も含めての想定として3,200名というふうに考えているところでございます。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 報道でこれをご覧になったほかの区の議員さんから何件かお問い合わせが来

まして、こういった趣旨なのかとか、まあ、先見的ですばらしいねと、すごくべた褒めする方もいらっしゃいました。私も千代田区問題というふうにずっと提案していたんですが、中学校までは義務教育で、千代田区は非常に子育て、教育、充実しているんですが、高校からそれが外れるもので、中学校までその恩恵を受けて引っ越してしまうという方がかなりいます。実際にその3,200人の内訳を見ると、やっぱり中学生1,700、高校生1,500ということで、やっぱり中学校までというところも多いので、この手当というのはその部分を補う意味で、要するに高校生になっても、まだ千代田区はちゃんとサポートしてくれるということで私は評価しております。

ただ、これ、現金給付ですよ。千代田区って、割と平均所得が高いもので、余計な収入を増やすなよという方もいらっしゃるんですね。だから、現金給付が本当にいいのかなというのが実は疑問です。で、なぜ、これはもうほかの議員さんからも聞かれているので、ぜひ答えていただきたいんですが、なぜ現金給付を選んだのかというのを、まずお答えいただけますでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 現金給付と現物給付がアろうかと思えますけれども、今回、現金給付にした理由につきましては、経済的な負担がやはり非常に中学生年代から増えてくる、非常に大変な状況であるというところから、スピード感のある現金を支給することによって、もって、その子育て世代の方が安心してというか、中高生世代の子どもたちが安心して暮らすことができる生活の実現に寄与すること、こういったことにつながるのではないかとこのところ、今回、現金給付にさせていただいているところでございます。

○白川委員 ありがとうございます。では、一応、生活の苦しい世帯のために現金がベストであるというふうにお考えになったというふうに理解しました。

次の質問なんですが、これは批判を受けた方から、議員さんからです、ほかの区の議員さんです。千代田区だけがこのような充実したものをつくると、千代田区に人が集まってしまっ、ほかの区はバッシングを受けてしまうと、ちょっと先走らないでくれというふうなことを言われましたが、そのような反応というのは、これまでありましたでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 これまでも、区で次世代育成手当や、また、高校生までの医療費の無償化などを進めて、様々そういった他の自治体に先駆けてやってきた部分があったので、他の自治体からそういうことをおっしゃる方も、そういう事例もございました。ただ、先駆けてやってきたことが、これまで東京都の給付であったり、また、今回の児童手当の拡充であったりと、いろいろその全国に波及してきました結果なのかなというふうに思っているところでございます。

今回の中高生世代応援手当につきましても、恐らく中学から高校生までというところの給付する部分というのは、全国的にも例がないのかなというふうに見ておるところでございます。これが他の自治体にまた波及することによって、今はそういったようなご不満の声とかというのもあるかとは思いますが、これが、次世代育成手当のように、10年、20年たって、そんなような一つの起爆剤となって広がっていけば、より子育て世帯の安心のためにつながるだろうというところを考えているところでございまして、そういったご意見はあるのかもしれませんが、趣旨としては、そういった部分も千代田区としては考えさせていただいているというところというふうに認識しているところでございます。

○白川委員 最後に総括というか、自分の感想なんですけど、中高生の世代を応援していると言いながら、結局中高生を持っている親を応援しているというふうになっています。子どもたちが、千代田区に住んでいて自分たちが応援してもらっているという実感を得るには、やっぱり自分たちに直接恩恵があるような施策というのがないといけないかなというふうに思います。

前から提案しているように、自宅が狭いので自学自習する場所がないと。だから図書館が割と土日は取り合いになっていたりしますので、その自習室みたいなのを増やすというふうにすると、千代田区はちゃんと自分たちのために頑張っているんだなというふうな応援をしてもらっているという思いというのを受けるかなと思いますので、できれば、現金給付もいいんですが、そちらのほう、図書館がもう自習室化していますので、自習室を増やすとか、その方向で行ってもらえないかなというふうに考えております、いかがでしょうか。

○加藤教育政策担当課長 今ご指摘いただいたところは、以前からずっと皆様からご指摘いただいている中高生の居場所といったところにもつながるのかなと思ひまして、私のほうから答弁させていただきます。

本当、もう、今、図書館、また10階の食堂を見ると、千代田区だけではないと思いますが、学生の皆さんが本当に勉強しているといったところを拝見するところがございます。我々としても、ちょっと自習室だけではなくて、中高生の居場所づくりといったところも踏まえて、様々な施設、場所といったところを子どもたちに開放して、もちろん学んだり、遊んだり、そういう形ができる場所ということについては、検討のほうをさせていただきたいと思っております。

○白川委員 今のは非常に心強くて、いいことだと思っております。特に箱をつくって、ここを自習室にしてくださいという希望ではなくて、千代田区に塾とか予備校はたくさんあって、それぞれ自習室というのは持っているんで、そこが千代田区で借り受けられるとか、あるいは大学も借りられるかなと思いますので、別にインフラをつくれというのではなくて、自習室というのを確保できないかなというところを、ぜひ中心にやっていただければなと思います。

○加藤教育政策担当課長 今頂いたご提案、いろいろ、いろんな形でちょっと検討のほうをさせていただきたいと思ひます。

○西岡委員長 やっぱり、そこは分科会でも深掘りしていければと思ひますけれども、ほかにございますか。

○おのでら副委員長 確認させていただきたいんですけども、余計な所得を増やしてくれるなという方がいらっしゃるというお話でしたけども、これは辞退というのは可能なんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい、辞退も可能でございます。

○おのでら副委員長 そういう方は辞退すれば問題ないのかなとは思ひうんですね。数的な問題というところもクリアできるとは思ひうんです。

で、私は、ちょっとこの1万5,000円という金額について確認させていただきたいんですね。今回は、学校教育費におけるこの差額ということで1万7,000円というところを参考に1万5,000円にされたということなんですけども、中高生、特にやっぱ

り差が大きく出てくるというんですかね、小学生と比べて差が出てくるというのは学校外経費にあると私は思っています。この裏面の積算のところを見ますと、例えば、高校の学習塾の費用とか、今、令和5年度の東京都の大学進学率が7割を超えているんですね。こういった方たちが予備校に行ったとすると、もうこの金額では全然済まないと思うんですね。ですので、子ども部長の補足答弁にもありましたけども2割ぐらい、東京はもっと高いんじゃないかと。千代田に関しては、こういうことを踏まえると、もっと高いんじゃないかと思われるんですね。

あと、私が一般質問でやったのは、給食費のところでも私立が5万6,000円というふうになっていますけども、これが8万5,000円以下というのは見られなかったです、私がヒアリングしたときに。だから、ここも実際にはもっと高いはず。実際には13万円前後という数字も出ているというところを踏まえると、中学校とか高校の食費というのも高くなる。そもそも、やっぱり中学生とか高校生というのはいっぱい食べるので、お金もかかってきますし、お子様ランチみたいなのはなくなるとか、あとは、交通費に関しても12歳になると、JRにしても地下鉄にしても、半額じゃなくなるんですね。そういったところも踏まえると、やっぱり、この中高生の学校外での他経費、こういったところは大きくなるんじゃないかと思っています。

そこで、今回は学校教育費における差額として1万5,000円ということにされましたけども、私はもうちょっと高くてもいいんじゃないかと思うぐらいなんですね。もちろん予算の額ということもありますけれども、こういったところを、今後は学校外経費のところにも着目して、この金額が十分なのかどうかというのをご検討いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 今回、学校教育費というところで着目させていただいてはおりますけれども、おっしゃっていただいた、その学校外経費につきましても、今おっしゃった視点、かなり、この数字よりも高いたらというところ、そのとおりだと思います。

また、こちらでもアスタリスクをつけさせていただいている携帯電話・スマートフォン代とか、また、スポーツ・旅行なんかといっても、これはかなり、ネットなんかでも調べましても、やっぱりかなりこの中学校年代が高くなるという現状もございますので、この学校外他経費につきましても、今後、ちょっと様々な角度から、まずは研究してみたいなというふうに考えているところでございます。

○小川子ども部長 今のところ、若干補足をさせていただきます。

先ほど明細を説明していただいたときに、現状では、当然、学校の教育費のほうが、もう、これ、あくまでも平均でございまして、平均すると高いということではございましてけれども、ご指摘のように、時期によっては学習塾の費用が、受験を控えた年になると当然高くなっていくというのはそうだと思いますし、また、千代田区の中というのは、さらに特性があってこの金額より高いたらということも、私も先ほど類推とは申しあげましたが、おっしゃるとおりだというふうに思います。

この金額の分析をしていく中で、やはりトータルで3万円かそれ以上、学校の経費とそれ以外の経費を含めて、この表にもございますように今3万円の差があるということで、これを丸々カバーしてはどうかとか、いろんな議論が、中では実はございました。その一方、やはり0から18までの中で総合的に支援をしていくということを考えた際に、やは

りどこかにめり張りをつけるということも必要になってきて、やはり全体の枠というものも当然あるといったこともございます。

そうした中で、これぐらいだったらかけられるという議論もございました。様々に議論を重ねる中で、やはり我々は教育をつかさどっている所管でもございますので、まずは、この教育費相当だろうというところ、また、当然金額の面もございますけれども、そういうところに落ち着いたということでございます。

で、やはり子育て全体を見渡して、どういったところにさらなる支援が必要かということとは、本当に俯瞰した見地から検討していくべきだというふうにも思いますので、引き続き様々に検証しながら、今後の子育て支援の在り方については引き続きの検討をしていきたいというふうに思っております。

○西岡委員長 さっきの牛尾委員の生活保護に関することは出てきましたか。

一旦休憩します。

午前 11時50分休憩

午後 1時15分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

答弁から、まずお願いいたします。子ども部長。

○小川子ども部長 時間を頂戴いたしまして、誠に申し訳ございませんでした。先ほど質問が出ていた何点かございますので、それについて私のほうからお答えいたします。

まず、高校の無償化について、4年目以降があるのかといった趣旨のご質問でございますが、これは東京都や国のルールで36か月までということがございますので、3年分ということになります。

それと、この今回の議案の中高校生応援手当が生活保護の算定に含まれるのかどうかといった点でございます。この点につきましては、基本的には、その算定に含まれるということでございますけれども、東京都に情報提供した上で、要請をした場合に、算定に含まれない可能性もあるということでございますので、協議をして、東京都の最終的なご判断になります。区のほうから要請をするということが可能でございますので、それは行っていきたいというふうに思っております。

そして、三つ目でございます。住民税非課税世帯に給付した場合に課税になるといった場合、給付金の恩恵が受けられなくなるんじゃないかということでございますけれども、当然、先ほど申し上げた生活保護の話とは別に、この手当と、また、それ以外にも様々な所得に認定される手当というのは区に様々ございます。そうしたものの全体と、その方の生活状況や所得の状況や、そういったことによってご判断が変わってくると思いますので、きちんと丁寧に説明をした上で、ご本人のご判断を仰ぐべくご相談に応じてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにはございますか。

○池田委員 今の部長の答弁の中では、お昼前に説明ができなかったところを指摘いただきましたけれども、やっぱり、千代田区独自のこの手当ということで今回上がってきていますから、どうしても資料の中では、小学校、中学校、高校、全国の平均は幾つ、東京都

ではこうだよと。じゃあ、千代田区では、今、実態はどうなのかというところでは、やっぱりどうしても、皆さんにこれから給付をしていく中では、もう少し具体的な資料というか、シミュレーションをしていただかないと、今言ったように課税対象、非課税の対象が、どのタイミングで課税になって、どの程度の負担が今度はかかってくるんだということも含めないと、そういう方は先ほども出ていたけども、辞退しますという家庭があったら、それは全員、全世帯、その対象になっている世帯には、やっぱり不公平さが出てくると思うんですね。で、そういうのがないように、ある程度のところは、やはり給付をする以上は、そのところまで丁寧に資料として、まずはこちらの議案審査の資料も必要なのかなというところは感じております。

で、白川委員も言いましたけれども、千代田が今回こういう特殊な、いい事例が出たときに、近隣区がもっと、何で、じゃあうちはやらないんだ、どうしてこうなんだというふうにあおりが出てくるかもしれない。いいのかもしれないけれども、そこは、逆に行政の中の判断というのがそれぞれ変わってくるし、千代田はこれだけいいんですよというところは、きっと行政の中では表したいんだろうから、そのところは、千代田でこれから、もっと皆さんが来るという、その思いも強くなっていくのかもしれないんですけども、今のこの今回の議案審査の中では、なかなかちょっと資料が、説明も足りないし、もう少しそのところは用意をしていただきたいと思うんですけど。

○西岡委員長 住宅手当もね。

○池田委員 先ほども私も言いましたけれども、住宅手当も年々控除額が変わってきていて、それに関して、じゃあどんどん加算された場合に、ここまでは非課税なんです、だけど、ここからは課税されて、こういう形で税金、住民税がかかってくるんだということも、どこまでシミュレーションされているのか。それによって、対象者の方、世帯の方たちが、どういうふう負担を、今度はもらえるんだけど負担をしなきゃいけないというところはもう少し説明が欲しいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○西岡委員長 それでは、いろいろとご意見は出ましたけれども、せっかくですので、教育長から、この議案に対するご見解をお願いいたします。

○堀米教育長 大変お時間を取らせて、申し訳ございませんでした。

今ご指摘された資料をそろえるため、少しお時間を頂けたらというふうに思います。どうぞよろしくご検討ください。

○西岡委員長 そうしましたら、この議案第17号は継続審査とさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、次に、議案第18号、千代田区こども医療費助成条例及び千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 千代田区こども医療費助成条例及び千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、教育委員会資料5に基づきましてご説明をさせていただきます。

1番、改正概要でございます。

区では、千代田区こども医療費助成条例と千代田区高校生等医療費助成条例に基づきまして、子ども、0歳から18歳までの医療費の助成を実施しておりますけれども、現状、

入院時食事の療養費に係ります標準負担額については、助成をしていないところでございます。

一方、昨今、物価高騰の中で、子育て世帯の子育てに要する経費の支出というのは年々増大しており、様々な場面で負担感の軽減を図っていく必要があると考えてございます。こうしたことから、こども・高校生等医療費の助成対象としていなかった「入院時食事療養費に係る標準負担額」、1食当たり490円になりますけれども、これについても助成の対象としていきたいと考えているところでございます。

改正の内容でございます。

（１）各条例中、医療費助成の対象外としていたもの、規定していた入院時食事療養費に係る標準負担額に係る規定を削除するものでございます。第5条関係でございます。

（２）各条例中、助成の方法や入院時食事療養費に係る標準負担額の支払いに係る規定の整備を行うものでございます。6条2項及び7条の関係でございます。

施行は、令和7年4月1日から予定してございます。

別紙に新旧対照表をつけさせていただいてございます。

ご説明につきましては以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 よろしいですか、はい。

討論はいかがいたしましょうか。省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第18号、千代田区こども医療費助成条例及び千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第18号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第18号の審査を終了いたします。

次に、議案第19号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○大塚保険年金課長 それでは、議案第19号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、保健福祉部資料1に基づきご説明いたします。

項番1、概要でございます。

国民健康保険事業の安定的運営のため、令和7年度国民健康保険料率の改定等を行うものです。去る1月23日に開催されました千代田区国民健康保険運営協議会において保険料率の改定等の諮問を行い、審議の結果、了承をされました。これに基づき、保険料率の設定、保険料（均等割）の減額措置対象者の拡大、退職者医療保険制度、及び新型コロナウイルス感染症に起因する保険料減免措置の廃止に係る規定整備を行うものでございます。

項番2、改正内容でございます。（１）保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正となります。資料1の表をご覧ください。

表は、矢印を挟んで、左が現行の令和6年度保険料率、右が令和7年度の保険料率になります。保険料を算定するに当たり、本区は、保険料上昇を抑制するため、令和6年度まで、東京都が提示する標準的な保険料率を参考に、独自の保険料率を算定していましたが、将来的に都内の国民健康保険料の完全統一を目指すこととされた東京都国民健康保険運営方針、令和6年2月に改定されております。こちらに鑑み、本区においても、令和7年度より、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料率について、特別区の統一保険料と同一にいたします。

なお、介護納付金分の保険料率については、特別区の統一保険料率と現在の本区の保険料率との乖離が大きいことから、被保険者の負担を抑制するため、令和7年度は従来どおり、区独自の保険料率で算定しております。

一つ目の黒丸の表は、加入者の医療費を賄う医療分と後期高齢者の医療費負担を現役世代が支援する後期高齢者支援金分でございます。加入者全ての方にご負担いただく分となります。

保険料率、所得割率は、医療分7.71%、0.08ポイントの増、支援金分2.69%、0.05ポイントの減、前年度比で0.03ポイントの増となっております。均等割額は、医療分が4万7,300円、支援金分が1万6,800円で、計3,700円の増となっております。所得割と均等割の賦課割合は、医療分が68対32、支援金分が69対31となります。賦課限度額については、政令改正により、医療分が65万円から66万円に1万円の増、支援金分が24万円から26万円に2万円の増となり、合計の限度額は89万円から92万円へと3万円の引上げとなります。

二つ目の黒丸の表は介護納付金分で、40歳から64歳の方にご負担いただく分となります。所得割率は1.72%、0.08ポイントの増、所得割額は増減なしの1万6,200円、賦課割合は65対35となります。賦課限度額は変更はございません。

保険料算定に当たり、参考資料をご説明いたします。別紙のA3横型になります参考資料をご覧ください。令和7年度千代田区国民保険料の算定方法でございます。

まず、資料左側、1、令和7年度東京都の納付金必要額および千代田区の納付金額をご覧ください。左上段の図が都全体の納付金必要額になります。縦軸が国保に係る経費の歳出内訳で、横軸が、その保険料等をどう賄うかの歳入の内訳を示しております。

まず縦軸でございますが、都全体の医療費が7,796億円、後期支援金、後期高齢者の方に対する医療給付費への仕送り部分が1,744億円、40歳から64歳の方の分の介護保険の介護納付金が653億円かかるということを表しており、経費の合計が1兆193億円になります。こちらが保険料に係る経費です。

次に、横軸は経費を賄う財源の内訳となります。

まず、一番左の縦棒部分は国や都から交付される公費を示しており、先ほどの経費全体から、この3,635億円を差し引きます。次に、経費全体の真ん中部分の前期高齢者交付金、65歳から74歳の高齢者の方々の加入率に応じ、国から交付される交付金2,217億円を差し引いた残りの赤い枠で囲った部分が東京都全体で賄う納付金の総額となり、都内の区市町村が負担する合計額が4,341億円と試算されました。

次に、都全体の納付金から、千代田区が納めるべき納付金の額を算定する考え方について、その下段の図をご覧ください。赤い枠の納付金総額を、都全体の所得に応じてお支払

いいただく応能分と、都全体で1人当たり納めていただく固定費の部分の応益分に振り分けます。この割合は、都の所得水準を反映した58対42の割合とされました。このうち応能分は、東京都全体に占める千代田区の所得の割合を掛け算し、応益分は東京都全体に占める千代田区の被保険者数の割合を掛け算し、それぞれ千代田区が納めるべき額が計算されており、これらに全国平均の医療費負担係数を1として、千代田区の医療費負担水準を指数化した数値を掛け算します。こうして算出されたものが千代田区の納付金額で、青枠で表示している部分、24億8,605万円となります。

次に、資料右側、2、千代田区国民健康保険保険料率の算定方法をご覧ください。

平成30年度より特別区における保険料率は、東京都が提示する標準的な保険料率を参考に、統一の保険料率が算定されており、本区は、令和6年度まで、東京都が示した標準的な保険料率を参考に独自の保険料率を算定しておりましたが、国の指針に基づき、「将来的に都内の国民健康保険料の完全統一を目指す」と、令和6年2月に改定いたしました東京都国民健康保険運営方針を鑑み、本区においても、令和7年度より、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料率について、特別区の統一保険料率と同率にいたします。

繰り返しになりますが、介護納付金分の保険料率については、特別区の統一保険料と現在の本区の保険料率との乖離が大きいことから、被保険者の負担を抑制するため、令和7年度は従来どおり区独自の保険料率で算定いたします。

まず、「医療分及び後期高齢者支援金分の保険料率（特別区統一保険料率）」と書かれた点線赤枠内をご覧ください。

特別区の統一保険料の算定には、まず、特別区全体の賦課総額を算定いたします。実線赤枠で示しております特別区全体の納付金総額に、保険事業、出産・葬祭費用などの支出項目を加え、ここから収入見込の公費を差し引いた金額が、緑枠、特別区の賦課総額になります。これを特別区の所得水準を反映した形で応能分と応益分に案分いたします。応能分である保険料率は、応能分必要総額を、特別区全体の被保険者数で割り返します。応益分である均等割額は、応益分の必要総額を、特別区全体の被保険者数で割り返します。以上が特別区の統一保険料の算定方式で、この算定方法に基づき算定した料率が、図の一番右側の黄色い、黄枠で囲んだ数字となります。

令和7年度の所得割率は、医療分7.71%、支援金分2.69%、また均等割額は医療分4万7,300円、支援金分1万6,800円となりました。

次に、介護納付金分の保険料率の算定についてでございます。下段の「介護納付金分の保険料率（区独自保険料率）」と書かれた点線赤枠内をご覧ください。

まず、青枠の千代田区の介護納付金から過年度の保険料率の収入見込み分等を差し引き、毎年の決算で収入超過として積み上がった繰越金の一部を、保険料率の負担抑制のために投入いたします。その金額を千代田区が目標とする収納率で割り返すと、千代田区で賦課すべき介護分保険料必要総額が求められます。この賦課総額を、区では、さらに被保険者の影響を考慮した応能分と応益分の割合で案分いたします。応能分である保険料率は、千代田区の応能分必要総額を千代田区被保険者の所得総額で割り返して求めます。応益分である均等割額は、千代田区の応益分の必要総額を、千代田区の被保険者数の割合で割り算して求めます。こうして求められた数字が、一番右側の黄枠で囲んだ数字となります。令和7年度の所得割率は1.72%、均等割額は1万6,200円となりました。

以上が、参考資料の説明でございます。

恐れ入ります、保健福祉部資料1に戻っていただきます。

項番2の(2)保険料(均等割)減額措置対象者の拡大でございます。政令改正に伴い、保険料(均等割)の5割軽減と2割軽減を判定する所得について、5割軽減対象世帯では、被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減世帯では54万5,000円から56万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

裏面、次ページをご覧ください。

(3)退職者医療制度の廃止でございます。退職者医療制度の廃止に伴い、区国民健康保険条例においても、制度の廃止に係る規定の整備を行うものでございます。

(4)新型コロナウイルス感染症に起因する保険料減免措置の廃止でございます。新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者に対し、過年度分の保険料について、保険料の減免及び減免申請に係る特例措置を行っておりましたが、令和7年度以降、期間制限により本件減免対象となる過年度分の保険料を賦課決定することができなくなるため、減免措置を廃止するものでございます。

項番3、施行期日でございますが、項番2の(1)(2)及び(4)の改正が、令和7年4月1日から、項番2の(3)の改正が、公布日の日から施行といたします。

項番4、経過措置でございます。改正後の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例によるものといたします。

別添で新旧対照表をつけておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○西岡委員長 はい。ありがとうございました。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思っております。

○牛尾委員 まず、ちょっと、A3の資料、ご説明いただいた資料のところですけども、ちょっと教えていただきたいんですが、都の納付金必要額が4,341億円と。そのうち、千代田区に求める納付金の算定について、この応能分。応能分が、都全体占める所得割合とありますけれども、この所得というのは、誰の所得ということになるのか。

○大塚保険年金課長 東京都の被保険者全体の所得を指しております。

○牛尾委員 つまり、被保険者ということは、国保加入者の所得に基づいて計算が下りてきているということでしょうかね。

○大塚保険年金課長 ご指摘のとおりでございます。

○牛尾委員 はい、分かりました。

その上でですけども、今回、千代田区では国保料が上がるということになってしまいました。ただ、今回、法定外繰入を行いますよね、区としてね。その法定外繰入を行う理由を教えてください。

○大塚保険年金課長 今回、医療分それから後期支援金分について、特別区の統一保険料率と同率とするということでございます。

ただ、この納付金、事業納付金額。これが、あくまでも推計して想定しているんですが、不足が生じることが想定されております。この保険料率で保険料を徴収していくわけなんですけれども、当区の直近の収納実績、それに、さらに努力をして収納率を上げていくことを頑張ったとしても、この納付金額に不足が出ることが想定されるため、やむを得ず一

般会計からの繰入れ、いわゆる法定外繰入を行う予定としているものでございます。

○牛尾委員 この、仮に法定外繰入を行わない場合は、それはもう保険料に、保険料で収納、収入しなきゃいけないから、保険料は上がっていくということになりますか。

○大塚保険年金課長 もう一つの手だてとしては、今までの決算剰余金、いわゆる繰越金というものがございます。で、今回、先ほどの説明で申しましたように、区の独自算定でやっております、保険料率でやっております介護分のところに、この繰越金を投入しているところでございます。で、一般財源からの繰入れを行わない場合、この繰越金をあてがうという方策もございますが、繰越金には当然際限がございまして、先々のことを考えますと、来年度で一気に使ってしまうことは、後年度のことを考えると慎重に対応しなければいけないということで、今回、こういった措置を取っているものでございます。

○牛尾委員 その繰越金は、毎年毎年繰越しは残るじゃないですか。それは一体どこに。積み上げているんですか、どこかに。

○大塚保険年金課長 はい、おっしゃるとおりです。繰越金でございますから、積み上げて、それは担保されているところでございます。

○牛尾委員 今回、繰越金、保険料について、法定外繰入を行わざるを得なかったということですけども、これ、今後、来年度以降、それ以降は法定外繰入を行っていく可能性はあるということ。

○大塚保険年金課長 8年度以降の保険料率の算定、保険料率の決定については、今現在は未定でございますが、断定はできませんが、今回、令和7年度の保険料算定のような状況が来たときには、法定外繰入の投入ということも、一つの選択肢、手段として視野には入れておるところでございます。

○牛尾委員 今、令和12年に東京都全体で保険料を統一していくという方針があります。で、これ、仮に保険料が統一されましたとなると、そのときでも、例えば負担を軽減をするために、区が独自に法定外繰入を行うということは可能なんですか。

○大塚保険年金課長 ただいまの委員のご質問ですけども、そこは、まだ特別区としても、12年度を迎えたときに、そういった状態にある場合の対応についての結論というか、詳細までは決まっておりますが、一つの考え方としては、法定外繰入というのは、国のほうからも早期の削減解消を求められているところですが、それによって、料率抑制が利かずに、大幅に保険料が上がってしまうというときには、選択肢として一般財源からの投入ということも全く排除はできないものではないかなというふうに認識しております。

○西岡委員長 可能性はあるかないかと言ったら、あるんですよ。

○大塚保険年金課長 はい。

○西岡委員長 ということですよ。

牛尾委員。

○牛尾委員 もうご存じだと思うんですけど、国保料って、今、本当に、もう社会保障と言えるのかというぐらい高いわけですよ。しかも、高い国保料を払った上に窓口負担も、お医者さんにかかったら出さなければいけないと。高額療養費が、今、上限の撤廃というのが問題になってはいますが、国保世帯というのは、それだけ、今、大変な状況なんですよ。

全国の数字では、国保加入世帯では職がない。無職の方が、大体、大半を占めている、

一番多い数字だと。で、しかも年収は200万円以下の方々が、大体7割を占めると、全国ではね。千代田も、そこまではいかないとしても、やはり低所得の方が国保加入世帯は多いと思うんですけども、そこはどういうふうにと。

○大塚保険年金課長 今、牛尾委員がおっしゃるとおり、国保に加入されております被保険者の方、所得の低い方の割合が多いというのは事実でございます。で、今、国民健康保険制度そのものが、今後、大きな岐路に立っていくものというふうに認識しております。

で、特別区としても、区長会で、これは先行き、安定的な、やはり国民健康保険事業の運営のために、東京都、国に対して、財政的な措置をはじめ、そういった低所得者の方の救済や、それから子育て世帯への支援、そういったものも含めて強く、昨年も7月、8月に要望したところでございまして、本区といたしましても、今後も特別区長会等を通じて、強く要望してまいりたいというふうに考えております。よろしくご理解ください。

○牛尾委員 ぜひ、東京都、国に対して、法定外繰入の解消をやめようとか、圧力をかけないようとかね。一番いいのは、国がちゃんと国保財政に税金を投入していくと。これをやらない限り、今の国保の加入者だけで保険料を決めるとしていくと、本当に立ち行かなくなっていくんじゃないかと、本当に思っておりますんで、そこは東京都、国に対してしっかり財政支援を行えということは、強く求めていただきたいんですけども、それはお願いします。

併せて、やはり国保の制度にしかない均等割ですよ。これは所得があろうがなかろうが、必ずかかると。ほかの保険、医療保険は、所得に応じて保険料が決まるわけけれども、国保にだけ加入者一人一人にかかる均等割というのがある。国のほうで、就学前の人は半額補助になりましたけれども、ここは、国保料を引き下げる、何ていうかな、一つの方策として、やっぱり均等割の軽減というの、これは別に一般財源からの法定繰入じゃないから、均等割については。例えば子どもの分だけ支援しようとなれば、それは子育て支援という扱いにできますんで、そこはぜひ、立川市とかでも均等割の軽減をやっていますから、ほかの自治体の事例も、ちょっと見ていただいて、ご検討もいただければと思いますけど。

○大塚保険年金課長 委員ただいまご指摘いただいた国民健康保険事業に、国が、やはり財政出動、財政措置を取って、安定的な、持続可能な運営を目指すために、国に引き続き強く要望いたします。

それから、子どもの均等割についてでございます。牛尾委員の一般質問の答弁でもお答えさせていただきましたが、やはり、この均等割については、委員ご案内のとおり、令和4年度から未就学児に半額軽減ということで、現在も措置が取られているところでございます。で、一部、地方自治体では、独自に、またさらに半額の補助なり助成をしてというところは聞き及んでおりますが、ただ、これは国のほうからの見解としては、そういったことを独自にやることは好ましくないという見解も出ております。

で、特別区、23区といたしましては、やはりこれは全国、令和4年度にやったときも、国が全国一律に未就学児を半額にするという措置を取ったわけですけども。さらにこの対象者の拡大と軽減措置も含めた拡大については、やはり国が責任を持って全国统一でやるべきだという認識の下、そちらについても強く要望しているところでございます。引き続き、そういった取組は進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いし

ます。

○牛尾委員 じゃあ、それを併せてしっかり国に求めていってほしいんですけども。先ほど中高生の手当のところ、やはり千代田が廃止をすれば、それが全都、全国に広がっていくと。そのスタートになればという発言がありました。確かに18歳医療費の無料化にしても、千代田区から始まって、全都に広がっていきっていると。そういった立場で、均等割についても、千代田区が行えばほかに広がっていくんじゃないかということも考えて、ぜひそこは、区独自のやっぱり手当というのは検討していただきたいというふうに思います。

○大塚保険年金課長 牛尾委員の言うところも一理はございますが、現在、国民健康保険事業につきましては、特別区長会、まず特別区の課長会、部長会、副区長会、区長会とあるわけなんですけれども、23区が、今後足並みをそろえて、一丸となってこの国保事業の持続的、安定的に運営されるようにということで取り組んでおりますので、そういったご意見はしっかりと課長会、部長会等でも、そういったご意見があるということを申し上げて、23区の中でしっかり議論して、取組を進めてまいりたいと考えております。

○西岡委員長 はい。

ほかにありますか。

○池田委員 最終的に、これは将来的に都内で保険料が統一されるということで、もしその年のときに、今、千代田でこうした独自のやり方で算定をしていますけれども、そのときには、差異がどれくらい、ほかの自治体と比べると影響があるのか、もし、そのところの算定があるようでしたら、ちょっとお示しいただきたいんですけども。

○大塚保険年金課長 申し訳ございません。納付金ベースで、東京都の国民健康保険運営方針によるとですね。目指して、今、取り組んでいるんですが、何分まだ12年度、先の話でございまして、そこまでの残念ながら東京都のほうもシミュレーション、算定は、なされていない状況でございます。

○西岡委員長 はい。

ほかによろしいですか。質疑はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、以上で質疑を終了いたしますが、討論はいかがいたしましょうか。（発言する者あり）はい。

それでは、これより討論に入ります。牛尾委員。

○牛尾委員 議案第19号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から意見表明をいたします。

この条例は、4月以降の国民健康保険料を均等割で、幾らだっけ、4,200円かな、所得割で0.24ポイント、介護納付金分で0.08ポイント増やすものです。賦課限度額も3万円増額をされます。これによって、1人当たりの保険料が1万円以上引き上がることとなります。介護なしで年間18万6,828円、介護ありで22万9,035円にもなります。既に樋口区政の4年間で、1人当たりの国保料は5万円近く引き上がっております。

我が党が行った区政アンケートでは、回答者の4割が、国保料を下げたいと回答しております。答弁でもあったとおり、国保世帯の多くは収入が低い状況です。物価高騰

が続く中で、暮らしが大変な状況であります。これに、さらに国保料が1万円以上、1人当たり1万円以上引き上がるならば、国保世帯の生活に深刻な影響を与えかねません。国保世帯の暮らしを守る観点から、本議案について反対をいたします。

○西岡委員長 はい。

ほかに。

○池田委員 議案第19号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に対して意見発表を行います。

本議案における条例改正による保険料率の改正は、将来的に都内の国民健康保険料の完全統一を目指すとしてされた東京都国民健康保険運営方針に基づくものです。また、そのほかの改正についても、国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、全国的に統一した対応が求められるものです。いずれにおいても、今後の適切な国民健康保険事業の運営のために必要な条例改正であるため、本議案には賛成いたします。

○西岡委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第19号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成多数です。よって、議案第19号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第19号の審査を終了いたします。

次に、議案第21号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○上原指導課長 議案第21号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会資料6をもってご説明いたします。

項番1、趣旨でございます。改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が、令和7年4月1日付で施行されることに伴い、仕事と生活の両立を支援する観点から、超過勤務制限の対象職員を拡大する等、勤務環境の整備等に関する規定を整備するものでございます。

項番2、概要でございます。3点でございます。（1）超過勤務制限の対象職員を拡大です。超過勤務の制限となる職員の範囲を、表の記載のとおり、3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員へと拡大するものでございます。

（2）子の看護休暇の取得事由拡大に伴う休暇名称の変更です。「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、休暇の取得事由、子の入園式、入学式、卒園式等を追加いたします。

裏面へ行っていただきまして、（3）仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境等の整備です。職員の介護離職防止のため、教育委員会の措置義務についての規定を新設します。

その内容といたしましては、介護が必要な旨を申し出た職員に対し、仕事と介護の両立支援制度に係る制度について、周知及びその請求等の意向調査を行うこと。

職員への仕事と介護の両立支援に係る制度に関する早期の情報提供を行うこと。

仕事と介護の両立支援に係る制度の請求等が円滑に行われるようにするため、同制度の利用にあたっては、研修の実施や相談体制の整備等の勤務環境整備を行う。

以上の内容となります。

項番3、新旧対照表は別紙のとおりでございます。

項番の4、施行期日ですが、令和7年4月1日です。ただし、超過勤務制限の対象職員拡大に係る改正規定は公布日から施行いたします。

本件に対するご説明は、以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○えごし委員 （2）番の子の看護休暇について、少しご確認させていただきます。

改正後には、子の感染症に伴う学級閉鎖とか、また、子の行事参加というものが追加されるということですが、例えば行事参加は、これ授業参観とか運動会とか、そういうところは入らないですかね。

あと、例えば、面談とか、あと、入学とか入園に関するんだったら、説明会とかもあったりすると思うんです。こういうところで、何かこう、出ないといけないとなったときに、ここは対象になるのか、お伺いします。

○上原指導課長 今ご指摘のところですが、こちら行事参加としましては、一般的に言える式典に値するものでございます。なので、入学式、入園式、卒園式、卒業式等になります。今ご指摘いただきました授業参観とか、そのような説明会とかいうところでは、対象はございません。

○えごし委員 対象にはならないということで、承知しました。

あと、この対象となる子どもの範囲ですね。この子どもの範囲については、どのようになっているのでしょうか。

○上原指導課長 対象となる子の範囲は、養育するお子さんというところで認識いただければというふうに思います。

○えごし委員 国としてのこの法律改正、25年4月からのほうでは、小学校3年生修了までに延長するという改正案もあります。ここについて、同じようにするというふうにはならないのでしょうか。

○上原指導課長 小学校3年生までというところについては、（発言する者あり）少々お待ちください。

○西岡委員長 では、待っている間に、ほかに質疑があれば、ないですか。待ちましょうか。

じゃあ、しばらくお待ちください。

えごし委員、小学3年生まで対象を延ばしたらどうかというご意見、質疑。

○えごし委員 いえ、国の、多分改正案で範囲が小学校3年生まで。

○西岡委員長 うん。なので、それを区でも対象としたいということでしょう。（発言する者あり）

はい。指導課長、出ますか。

○上原指導課長 大変お待たせしました。今お調べしたところ、人事院勧告で、小学校の卒業まで、12歳に達する日以降の最初の3月31日まで子を養育する職員について、子の看護休暇等の取得というところとなっております。

○西岡委員長 12歳まででいいんですね。（発言する者あり）はい。
ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、以上で質疑を終了いたしますが、討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 省略でよろしいですね。はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第21号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第21号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第21号の審査を終了いたします。

次に、議案第22号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○上原指導課長 議案第22号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会資料7をもってご説明いたします。

概要説明の資料をご覧ください。

項番1、趣旨でございます。定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について。現在、住居手当の支給対象外としておりますが、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、また、国との均衡等を踏まえて見直しを行い、住居手当の支給対象とするよう、関係規定を整備するものでございます。

項番の2、改正内容でございます。1点目としましては、現状では、定年前再任用短時間勤務職員における第14条（住居手当）を適用しないとされておりますが、この内容を削り、住居手当の支給対象とする改正を行うものです。

2点目も同様に、令和4年度改正の定年引上げに係る暫定再任用職員における第14条（住居手当）を削る改正を行うものです。

参考としまして、改正の前後を表でお示しさせていただきました。

項番の3、新旧対照表は、別紙のとおりでございます。第32条2において、現行、定年前再任用短時間勤務職員については、第14条の住居手当を適用しないとされておりますが、この内容を削り、支給の対象といたします。

また、下段の附則の改正について。先ほどと同様に、暫定再任用職員についても、住居手当の支給対象といたします。

項番の4、施行期日は、令和7年4月1日です。

本件についてのご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、質疑を終了しますが、討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 省略でよろしいですか。はい。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第22号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第22号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第22号の審査を終了いたします。

次に、議案第23号、千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 それでは、議案第23号、千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例につきまして、教育委員会資料8に基づきご説明させていただきます。

項番1、改正内容です。千代田区立軽井沢少年自然の家は、千代田区立少年自然の家条例に基づき設置している社会教育施設であり、昭和61年竣工のⅠ期施設と、平成5年竣工のⅡ期施設、愛称「メレーズ軽井沢」とで構成されております。

このうち、主に学校の移動教室で使用していたⅠ期施設の部分につきましては、老朽化等の理由から平成28年以降、施設利用を行っておりません。その後、当該部分の利活用について、令和5年度までの間で検討し、費用対効果の面から教育施設としては再整備を行わないこととしたものであります。このためⅠ期施設部分の用途廃止に当たり、条例を一部改正するものであります。

現在の施設概要につきまして、資料に載せております。竣工年月日のところを見ますと、Ⅰ期施設につきましては、昭和61年7月、築38年目でございます。Ⅱ期施設メレーズ軽井沢につきましては、平成5年3月竣工、築31年目でございます。

項番2、施行期日です。令和7年4月1日から施行いたします。

項番3、改正内容です。Ⅰ期施設部分に係る内容。この後、別添で添付しております別表中の利用区分と使用料、こちらを削除するものでございます。

項番4、新旧対照表につきましては、この後、別添で載せております。別添資料の最終ページのところに別表が載っております。こちらでⅠ期施設に係る宿泊室に係る利用区分、使用料、こちらを削除するものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○池田委員 今回のこの条例改正につきまして、Ⅰ期施設の使用料が廃止されるということで、この時点では、まだ教育施設という扱いなんでしょうか。

○川崎子ども施設課長 現時点では、まだこの条例は残っておりますので、現時点では少年自然の家という行政目的に基づいて設置されております教育の施設でございます。

○池田委員 このⅡ期施設は、今はまだ通常どおり利用はされているということで、これ今回のこの条例改正の今後の流れというのは、どのタイミングで教育施設から外れるんでしょうか。

○川崎子ども施設課長 この後、もし議決を賜れば、この施行期日に定めておりますとおり、令和7年4月1日から、こちらのⅠ期施設の部分につきましては教育財産から外れますので、この後、普通財産化しまして、政策経営部さんのほうで活用を検討されるものでございます。

○池田委員 今年の1月の委員会のほうで、今回のこの軽井沢少年の家の検討状況というのがまとめられて、説明を頂いております。大変長きにわたり、いろいろ検討をさせていただいていたなというところは、非常に受け止めております。ただ、なかなか、どうしても使えないんだということも理解をしておりますけれども。

平成28年の12月に、決議を行っております、全会一致で。軽井沢少年自然の家を引き続き活用していくことを求める決議。これについて、今、教育委員会、行政としては、どのように受け止めていただいていますか。

○川崎子ども施設課長 これまで当委員会や公共施設の委員会でご説明させていただきましたとおり、平成28年のご決議の後、令和2年の予算・決算特別委員会において、売却はしないという形でご説明させていただいております。そちらにつきましては、現在もそのとおり、残っているものと認識しております。

○池田委員 令和2年の予算・決算特別委員会で、売却しないと。そこは分かります。で、この後、この報告書にもあるんですけども、千代田の子どもたちのためになる、よい施設とすることを確認しているんですね。で、ここのところは、非常に心苦しいかもしれないんだけど、売却はしないというところは約束はさせていただいていると。とはいいいながらも、やはり子どもたちのために検討はしたけれども、そこでは、どうしても先に進まないんだというところは、答弁は同じになってしまうのかな。限界があるのかなというところで、ほかの、一度普通財産に戻して全庁的に検討をして利活用を図るんだというところは変わらないんですね。変わらないというか、確認をさせていただきたい。

○川崎子ども施設課長 はい、そのとおりでございます。確かに令和2年の10月の予算・決算特別委員会において、双方知恵を出して、子どもたちのためにより施設を造っていくと、そういう検討をしていくというお話も、当時、されております。で、それに基づきまして、その後も検討を重ね、令和5年度、ちょうど1年ほど前に、当委員会において、教育施設として同じように、そういう合宿所みたいなものをまた造ることにしましては、費用対効果の面から難しいと、ご説明をさせていただいたとおりです。

その後の利活用につきましては、今ご指摘のとおり、全庁的に、よりすばらしいものを造っていくべく、全庁的に知恵を絞っていくものと認識しております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私も、ここに決議がありますし、子どもたちのための施設にしていこうという確認もされたということは分かって、もちろん教育委員会も、その方向でしっかり検討させていただき、結論が出されたと。で、今度は政経部マターになって、全庁的にどう活用していくかということを検討していくということも、今聞きましたけれども。

その中で、例えば政経部マターで、全庁的にどんなものを造っていくのかということの

議論の一つに、子どもたちのため、子どもたちも使えるような施設にしていくという、そうした可能性もあるということによろしいですかね。

○大森教育担当部長 今、池田委員からも、牛尾委員からもご指摘を賜りました。ちょっと振り返ると、28年に決議を頂いて、売らないと。で、子どもの施設を検討しようというご指摘を頂いた中で、やはり私も議事録を読み返すと、それから令和2年ぐらいまで、ちょっと、なかなか検討が進まなかった期間があったんだと思うんですね。それはやっぱり、コストパフォーマンスを考えると、なかなか踏み出せなかったんですが。当時、令和2年の予特だったと思うんですが、河合議員のほうから、その最初の一歩をお金で考えると踏み出せないから、それは後にしなさいと。まずは、ちゃんと子どものために一生懸命検討しなさいということを受けて、我々真摯に検討をしました。それは、昨年もちょうとご説明させていただきましたが。

ただ、やはり、お金の先入観なしにこういうものを造ろうということで頑張ったんですが、やはり最後の最後に、費用対効果、イニシャル、ランニングを考えたときに、そこは、恐縮ですが、担当の部長として、次のステップにはちょっと踏み出せませんというご説明をさせていただいたと思います。

そういった中で、今、牛尾委員から言われたとおり、例えば、次の、政経部が音頭を取りながら全庁的に検討していった中で、次の利活用について施設を所管するところがそういったところを考える中で、その担当所管が利用者を、その施設の対象となる利用者を制限せずに、多様な利用者でもって考えていけるというときには、一利用者として、学校であったり、学校の児童・生徒が活用させていただくということは、あり得るのかもしれない。

○西岡委員長 ほかによろしいですか。

○白川委員 前々から申していますけれども、これからの教育というんですかね、初等教育においては、里山教育というのが非常に重要になってくると思っております。例えば、田畑で実際に農業をやるとか、山の中を歩く。で、千代田区、これは代表質問で富山委員がおっしゃっていましたが、農業の体験とかというのは、ちょっと今の軽井沢の施設では望めないかなというふうに思います。

というのが、里山教育に必要なのは、結局、人材ですよ。実際に農業を知っているとか、山歩きのときに安全に歩けるルートを知っているとかという。あるいは、教育者も、里山教育は何かというのを、まずは熟知した上で指導ができる人材。NPOなんかにもそういう人材がいっぱいいますけれども。そういった人材が必要であると。で、そういったものを軽井沢でどうやってストックするんだということ、恐らくもう不可能だと思うんですね。

だから、やっぱり、軽井沢で子どもたちが自然に触れ合って教育を受けるというのは、やっぱりその時代に合っていたもので、今はかなりずれがあると。だから、あの施設を利用するというのと今の二ーズというのがもう既にずれが来ているので、これ、教育長が日本教育新聞でおっしゃっていましたが、現状維持は後退であるとおっしゃいましたよね。だから、あまり私は、もうちょっと現状維持を一生懸命捉われるというのが既に何かのわなにはまっている、後退に向かっていくんじゃないかと思っておりますので、前進するためには、もうこれを教育に生かすというところを既に切り離さないといけない時期に来ているというふうに思っております。いかがでしょうか。

○大森教育担当部長 今、白川委員のおっしゃった中身も含めて、ちょっとあそこの土地に、しかも、ご案内のとおり、容積率に20%という極めて厳しい制約のある中で、あそこに、昔ながらの移動教室のような形で、学校が団体で行って何かを、宿泊して経験をす。そういったものに関しては、あそこの立地では難しいのかなというのを前回もご答弁させていただいたものと考えております。

とはいえ、そういった里山というか農業体験以外にも、様々な体験を子どもたちにはしていただかなくてはいけないので、それには、今ですと箱根ですとか保田ですとか、様々なそういう場の提供はしておりますので、いろんなプログラムを改善していく中で、子どもたちに様々な経験を積んでいただきたいというふうに思っております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ぜひそういった様々な体験を、ぜひ考えていただきたいと思いますが、今後、政経部マターで議論をしていくといった場合に、ぜひ、その後数年間、議論がされなかったということがないように、しっかりと教育委員会のほうからも、どう活用していくのかという検討、話し合い。これは本当に1回やって、また何か月じゃなくて、ちゃんと定期的にしっかりと議論してくれと、議論すべきだということは、これは伝えるべきだと思うんですけど、いかがですかね。

○大森教育担当部長 政策経営部、とりわけ財産管理担当部長、担当課長、しっかり組織がありますので、そこを中心に、繰り返しの答弁で恐縮ですが、全庁的に検討をするというステージに入ってまいりますので、そこはしっかりと検討を進めていきたいというふうに思っております。

○西岡委員長 はい。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、以上で質疑を終了させていただきます。

討論はいかがいたしましょうか。

牛尾委員。

○牛尾委員 議案第23号、千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例について、意見表明をいたします。

軽井沢少年自然の家の施設は、教育と文化のまち千代田区宣言の趣旨を踏まえ、区立学校、児童・生徒のために、恵まれた自然の中での体験を重視した新しい校外施設を目的に造られました。その間、学校等が孺恋の農業体験等で利用をして、そうした自然を体験する重要な施設とされました。

令和2年の予算・決算特別委員会で、売却をせず、千代田の子どもたちのためになる、よい施設とすることを確認しております。様々、教育委員会でも検討をされて、残念ながらなかなかコストが大変だということもありますけれども、私としては子どもたちの教育をコストで考えるべきではないとは考えております。

ただ、今後、政経部でしっかり議論もしていくと。そして、子どもたちが利用できる、学校も利用できる施設にしていく可能性もあるということも確認をされました。ぜひ、しっかりと議論を重ねていって、本当に区民の財産、子どもたちの財産ですので、十分、区民の皆さん、子どもたちの皆さんが、利用ができるような施設にしていくための議論を、

ぜひやっていただきたいということをお願いして、本条例に賛成をいたします。

○西岡委員長 ほかに討論はございますか。

池田委員。

○池田委員 議案第23号、千代田立少年自然の家の条例の一部を改正する条例に意見発表をいたします。

平成28年12月、軽井沢少年自然の家を引き続き活用していくことを求める決議が、全会一致で可決して以降、在り方検討協議会、基本構想策定委員会等、本施設の利活用の方針や必要な機能等を整理してきました。建て替えの検討はしてきたとはいえ、今日まで大規模改修も行えず、教育施設としては先に進まない結論が出されたことは受け止めざるを得ませんが、区の財産として売却はしないことを確認し、今後の全庁的に利活用を検討することに期待をし、本議案に賛成いたします。

○西岡委員長 はい。

ほかに討論、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、これより採決に入らせていただきます。

ただいまの出席者は全員です。

議案第23号、千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第23号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第23号の審査を終了いたしまして、日程1、議案審査を終わらせていただきます。

教育長退席のため、暫時休憩いたします。教育長、ありがとうございました。

午後2時27分休憩

午後2時27分再開

○西岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、日程2、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

○池田委員 これ、すぐの回答はないかもしれないんですけども、確認をしていただきたいのが、実は、お茶の水小学校に通っていた方で、現在は神田一橋中学に通われているんですけども。お茶の水小学校のときには、保健室等を利用して、不登校まではいかないのかもしれないんですけども、保健室の登校ということで出席扱いをされた方がいらしたそうです。で、現在は一橋中学に通っているんですけども、中学に上がると保健室での出席が認められなくなってしまったと。それはどうしてかということ、SSRができたから、そちらに行くようにというところでの指導を受けたそうなんですけれども。

やはり、保健室というのは、小学校も中学校も、それなりのケア、もちろん受け止めてくれるような体制もあるでしょうし、SSRができてからじゃなくても、できた後でも、しっかりその役割というのはあると思うんですけども、そのところが、ちょっと、どういう経緯かということも含めて、調べていただけたらと思うんですけども。よろしく願いをいたします。

○上原指導課長 ご指摘ありがとうございます。今、そちら、経緯等を確認させていただきたいと思います。基本的には、保健室でもスペシャルサポートルームでも、その子がいわゆる居場所として、いわゆる居やすい場所というのが提供されるべきところであるかと思しますので、それはスペシャルサポートルームだろうが保健室だろうが、また別室であろうが、それは同じかなというふうに思っているところでございます。本件について、少し調査をさせていただきます。ありがとうございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。委員の方から。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○加藤子ども総務課長 本日、席のほうにお配りさせていただいております、こちらのキーホルダーでございます。こちら「ながら見守り」の啓発のキーホルダーということで、安全・安心事業の今年の一環で、新規の事業で行ったものでございます。このキーホルダー、区内にあります法政大学と明治大学の学生さん18人の協力を得て、デザイン化したものでございます。

また、こちらの中を開けていただきますと、簡単なパンフレットになっておりまして、「ながら見守り」にご協力くださいということで、「ながら見守り」の紹介であったり、何かあったときには迷わず110番へというような記載のほうをさせていただいております。

学生が、この「みまもるモット」ということで、モルモットをテーマにして見守り活動をやるということで、今後、4月以降、区内の大学のほうにこちらを配布しまして、学生による見守り活動のほうをさせていただくということは今後やっていきたいと思っております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして、質問等はございますか。

実際に見守っていただく際には、ぜひ分かりやすい目印にさせていただけたらと思いますので、シルバーさんみたいなゼッケンをつけていただくとか、「見守り」とこれは漢字ですけれども、低学年に分かるように平仮名で記載するとか大きく書くとか、その辺の工夫をお願いしたいと思います。

○加藤子ども総務課長 今回ご指摘いただいた点も踏まえて、さらなる改善をして、見守り活動の普及啓発に取り組んでまいりたいと思います。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。せっかくご協力いただくわけですから。ありがとうございます。

ほかに、よろしいですか、この件に関しまして。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、ほかに執行機関からございますか。

○緒方障害者福祉課長 千代田区障害者よろず相談Light（ライト）が、障害のある方への理解促進を目的に開催いたします「オーライ展」という事業について、口頭にて報告させていただきます。

期間は、3月14日の金曜日から16日の日曜日まで。場所は2か所でございます、神田の民間のギャラリーをお借りしまして、都内11か所の精神科病院からご協力いただいた作品の展示と、こちらで民間の会議室をお借りしまして、地域共生社会について七つのトークセッションを実施いたします。詳細につきましては、委員会終了後、委員の皆様ポストにチラシを投函させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして、質問等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

執行機関から、ほかにもございますか。

○後藤健康推進課長 HPVワクチンについて、このたびキャッチアップ接種期間が延長されたことに伴い、千代田保健所にて、土曜、日曜と、夜間に接種を行うことといたしましたので、口頭でご報告いたします。

キャッチアップ接種は今年度末で終了予定でしたが、1回以上接種した人は、接種できる期間が1年間延長されることとなりました。そのため、未接種者を対象に、千代田保健所にて3月27日、29日、30日の、土日、夜間に接種の機会を設けることといたしました。

対象の2,481人の方には勧奨はがきを送付するほか、区ホームページ、SNS、広報掲示板及び区内連携大学へのポスター掲示などで周知いたします。

また、令和7年度のキャッチアップ対象者には、5月に個別に通知を送付予定でございます。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

この件に関しまして、質問等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。長い時間、お疲れさまでございました。

午後2時38分閉会